

長官官房長
各幕僚長
統合幕僚会議議長
技術研究本部長
調達実施本部長
防衛施設庁長官
殿

事務次官

市ヶ谷施設内における自衛官の帽子の着用について（通達）

市ヶ谷施設内において勤務する自衛官は、下記の場合は、帽子を着用しなくても差し支えない。

なお、檜町施設内における自衛官の帽子の着用（次発人第46号。35.5.4）は廃止する。

記

- 1 庁舎A、B、C、D棟及び厚生棟、並びに庁舎D棟からE1棟及び庁舎E2棟を結ぶ地下連絡通路を通行する場合
（各棟の地下連絡通路側玄関から最短距離で地下連絡通路への入口階段に至る経路を含む。）
- 2 庁舎A、C棟及び庁舎D棟の舎前に設置されたアーケード及び庁舎C1棟と庁舎C2棟の接続アーケード、並びに庁舎C1棟と庁舎B棟間のアーケードを通行する場合
- 3 運動をする場合